（別紙）

番号	質問内容	回答
1	弊社は入札適合条件を満たす“実質再生可能エネルギー比率50%”で供給をいたします。 そのため、『環境配慮条件に関する点数等報告書』に記載する調整後排出後係数は、事業者全体の数値ではなく、 ”実際に供給する電力”である「メニューA」の数値を適用することとなりますので、 予めご了解いただきたいのですがよろしいでしょうか。	本入札における「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、環境省が示している「電力需給契約（裾切り方式）における仕様書（例）」の定義に準じ、次の数値としています。 ＜定義＞ 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1．新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2．温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。 以上の定義から、「メニューA」の数値ではなく、御社の事業者全体の数値を適用ください。
2	各施設の現在の電力供給会社　及び　現在の計量日を教えてください。	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.8及びNo.14における回答のとおりです。
3	各施設について、自動検針装置はついていますか。	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.19における回答のとおりです。
4	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.2における回答のとおりです。
5	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.23における回答のとおりです。作成日で問題ありません。
6	入札額の算定時の力率について、力率１００％で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.5における回答のとおりです。
7	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	様式２－２号及び２－３号 入札付属書（積算内訳書）に記載する単価は税込単価としてください。なお、内訳書には割り戻しのセルがあるため、税込み単価を入力すると、自動的に税抜きの価格（参考金額）が積算されるようになっています。
8	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	指定はありません。
9	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	財務課HP（https://www.pref.okayama.jp/site/321/979654.html）の「よくあるご質問」No.6における回答のとおりです。
10	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	問題ありません。
11	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。

12	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
14	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	承知しました。
15	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	承知しました。
16	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	承知しました。 なお、別添6（契約書案）第12条のとおり、請求書は全施設分を一括して財務課へ請求していただくことを想定しています。
17	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。 なお、毎月の請求は各施設をまとめた一括の請求書にて財務課へ請求いただくことを想定していますが、各施設ごとの契約電力、使用電力量、請求金額等の情報は必要ですので、請求書は1枚でも構いませんが、各施設ごとの内訳書等の作成をお願いします。
18	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
19	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
20	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	別添6（契約書案）第2条のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとします。
21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
22	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。
23	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	500kW以上の協議制契約においては、現時点での契約電力の変更予定はありません。 協議については承知しました。
24	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応いたします。
25	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方　落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	

26	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	
27	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	契約保証金の免除に必要な書類は、国や他の自治体等との電力調達の契約書で、相手方、使用電力予定量（同程度）が分かるものを想定しています。黒塗りが一部あっても問題ありません。 なお、入札保証金については、財務規則第133条三号の場合、岡山県の参加資格を有していれば、特に提出物等はなく免除です。
28	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	現時点では予定はありません。
29	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	現時点の予定ではありますが、契約期間中に以下の所属において長寿命化改修工事を予定しています。 ①岡山操山高校 ②早島支援学校
30	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
31	開札結果について開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡いただくことは可能でしょうか。	全入札業者へ個別に連絡をする予定はありませんが、岡山県のホームページにて開札結果（落札者・落札金額）を公表します。どなたでもご確認いただけるようにする予定です。
32	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
33	仕様書　3.仕様オの「※蓄熱（厨房）設備を有していることについて、供給者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、蓄熱（厨房）専用計量が可能な状態を維持するものとする。」とございますが、弊社は蓄熱割引は評価しないため、計量に関する責任等は負えませんがよろしいでしょうか。	承知しました。
34	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	本入札は郵便に限定しているため、再入札となった場合は別日程で実施します。 辞退される場合は、その際に辞退届を提出してください。
35	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500KW未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。） (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。 　管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。）	500KW未満の実量制契約の場合は、直近請求書の契約電力を引き継ぐこと、承知しました。 500kW以上の協議制契約については、現時点では、契約電力の変更の予定はありません。
36	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させて頂きますがよろしいでしょうか	500kW以上の協議制契約については、現時点では、契約電力の変更の予定はありません。

37	請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	問題ありません。なお、現時点の検針日は1日です。
38	弊社では契約期間中に燃料費調等整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表されている算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。	別添6(契約書案)第2条のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとします。 (入札時の単価には燃料費調整額は含まないでください。)
39	燃料費調等整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。
40	「中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款(第4項において「電気最終保障供給約款」という)によるものとする。」と記載がございますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の標準供給条件(電気標準約款)の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	別添6(契約書案)第2条のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとします。 なお、燃料等調整費の算定については、「一般送配電事業者(中国電力ネットワーク)」が定める最終保障約款と「旧一般電気事業者(中国電力)」が定める電気標準約款で違いはないと認識しております。
41	弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Webサイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)、検針日から30日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。	承知しました。
42	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。
43	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	基本的には別添6(契約書案)に沿った契約書を締結させていただく予定ですが、協議することは可能です。 契約書にない細目的事項に関しては協議の上、決定させていただきます。
44	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	期限の設定はしておりませんが、納入期間の開始前までには契約締結を行う必要があります。
45	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	分割振込(請求)は予定しておりません。
46	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	契約保証金の免除に必要な書類は、国や他の自治体等との電力調達の契約書で、相手方、使用電力予定量(同程度)が分かるものを想定しています。黒塗りが一部あっても問題ありません。 なお、入札保証金については、財務規則第133条3号の場合、岡山県の参加資格を有していれば、特に提出物等はなく免除です。 また、契約保証金免除に係る書類は落札決定後速やかに提出してください。
47	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	岡山県財務規則第155条第3号での免除に係る運用については、契約締結時点を起点として過去2年間の国や自治体等との契約実績が対象となりますが、具体的な契約保証金免除の可否については、落札決定後に提出された書類を基に判断させていただきます。
48	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。	契約保証金の免除を受けられなかった場合は、落札決定の通知を受けた日から14日以内の納付が必要です。 ただし、契約保証金の納付期限日が休日に当たるときは、休日の翌日をその期限とします。 また、契約履行の検査の終了後に還付いたします。

49	電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号） ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前15営業日以内※不備のない状態） 上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を3営業日以内に頂きたいのですが、ご対応可能でしょうか。 また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。	可能です。
50	契約保証金免除についてですが、免除の申請のための「国や他の自治体等との電力調達の契約書」の提出のタイミングをご教示いただけますか。落札後の提出になりますでしょうか。	お見込みのとおり、落札後の提出になります。
51	「過去２年間に二回以上の同程度以上の契約実績」の契約の内容ですが、複数の契約の合算で合計が主契約18,651kw、電力量26,597,122kWhを上回る内容でもよろしいでしょうか。	具体的な契約保証金免除の可否については、落札決定後に 提出された書類を基に判断させていただきます。
52	入札結果について、入札説明書13に「入札者全員の商号又は名称及び入札価格(総価)、及び落札業者の商号又は名称及び落札金額(総価に消費税及び地方消費税の額を加えた額(円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額))は、岡山県教育庁財務課のホームページで公表するものとする」とありますが、いずれも単価の公表はなしという認識でよろしいですか。	入札金額を公表しますが、単価は公表いたしません。
53	仮に当社が落札した場合、契約書(案)別添6の上部にある通り、内容について協議いただけるという認識でよろしいですか。	契約書の内容については、落札決定後、双方協議の上、決定させていただきます。
54	岡山県立図書館について 当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第3位まで生じることがございます。 入札金額を積算するにあたり、小数,点第3位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。	単価の小数点以下の桁数には指定がありませんので、入札金額の算定や契約単価が小数点第3位までとなっても構いません。 なお、入札付属書の記載にあたっては、基本料金、電力量料金ごとの 月額につしては、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入し、基本料金及び電力量料金の合計金額(月額)に、円位未満の端数があるときは、その 端数を切り与合てし、また、参考金額に、円位未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てした金額を記載してください。
55	燃料費調整額の取扱いについて、「一般送配電事業者が定ゅる供給条件等によるものとすると」とあるが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。 (各社が独自に定める燃料費等調整額による契約が可能の場合)現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される(燃料費等調整額を請求しない場合もある)ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	別添6(契約書案)第2条のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める 電気最終保障供給約款によるものとしており、金額に差は生じないものと考えております。（入札金額には燃料費等調整額は含めないでください。）
56	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書の内容につしては、落札決定後、双方協議の上、決定させていただきます。
57	弊社落札の場合、電気料金のお支払いは納付書か口座振替でご対応いただくことは可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	納付書及び口座振替は不可能ではないですが、請求書払い（銀行振込）で支払いをさせていただきたいと考えております。取引先銀行は中国銀行です。
58	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。	消費税については、別添1「仕様書」3仕様（14）アのとおりです。託送料金改訂については、別途協議の上、決定させていただきます。
59	弊社落札の場合、電気需給契約書（案）の第10条(1)～(5)は当社の計算方式を記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

60	電気需給契約書（案）第15条に、「ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は乙は、これを請求しないものとする。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	電気需給契約書（案）第15条は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条に基づいているため、変更することはできません。
61	延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	遅延利息は原則として年2.5%を想定しております。
62	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	契約書の内容については、落札決定後、双方協議の上、決定させていただきます。
63	「入札保証金・契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な書類がありましたら提出書類と提出時期をご教示いただけますか。もし契約書の写し等が必要な場合、契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報（ホームページ画面抜粋等）をまとめた書類での代用は可能でしょうか。	契約保証金の免除に必要な書類は、国や他の自治体等との電力調達の契約書で、相手方、使用電力予定量（同程度）が分かるものを想定しています。黒塗りが一部あっても問題ありません。また、自治体等のホームページでも可能です。 なお、入札保証金については、財務規則第133条第3号の場合、岡山県の参加資格を有していれば、特に提出物等はなく免除です。 また、契約保証金免除に係る書類は、落札決定後速やかに提出してください。
64	仕様書や電気需給契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、離島ユニバーサルービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、中国エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）	中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によると、離島ユニバーサルサービス調整単価は燃料費等調整額に含まれていますので、その扱いに従ってください。
65	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	支払日等を含めて、落札決定後に双方協議の上、決定いたしますが、支払い事務に支障が無い限り調整は可能です。
66	岡山県立図書館について、予備電力料金は基本料金とは個別で算定させていただくため『基本料金+電力量料金+予備電力量料金(力率考慮なし)』の料金方式になるように入札付属書の数式等を適宜修正させていただいてよろしいでしょうか。また、メニューが他施設と異なるため単価を新たに設定してもよろしいでしょうか。	別添１仕様書　３仕様（２）により、予備選料金は基本料金の部分に記載をお願いします。 なお、新たな単価の設定は可能です。
67	上記に伴い電気需給契約書（案）第2条に記載の契約金額の表につきましても弊社落札の場合、岡山県立図書館の箇所を弊社の料金方式・料金形態に合わせて修正していただく事は可能でしょうか。	契約書の内容については、落札決定後、双方協議の上、決定させていただきます。
68	電気需給契約書（案）の第13条につきましてこちらは制限中止割引（停電時等の割引制度）も含まれますでしょうか。含まれる場合、中国地区を所管している一般送配電事業者（中国電力ネットワーク）は「制限中止割引」を2025年度から廃止しております。これにより、一般送配電事業者から小売り業者へ停電情報が提供されなくなったため、弊社も本条項には対応しかねますのでご了承ください。	制限中止割引は中国電力ネットワークの制度廃止により、含まれておりません。
69	請求書の表記（2025年〇月分）について、弊社の料金算定の都合上、2025年10月1日から2025年10月31日まで使用した電気料金は、2025年10月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年10月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。（供給事業者様によっては上記の使用期間の場合、11月分電気料金（11月分燃料費調整額の適用）として請求される場合があります。）	不都合はありません。
70	入札付属書No.76岡山県立図書館について、基本料金単価上段に主契約単価、下段に予備線単価を記載することでよろしいでしょうか。その場合、予備線料金に力率割引・割増が加味される計算式となっておりますが、予備線契約には力率割引・割増料金は加味されませんので、内訳書を修正して問題ございませんか。	確認したところ、ご指摘の加味される計算式にはなっておりませんので、（100%をかける計算式になっているため、数値に変動なし）内容の修正は必要ないものと考えております。今一度ご確認ください。